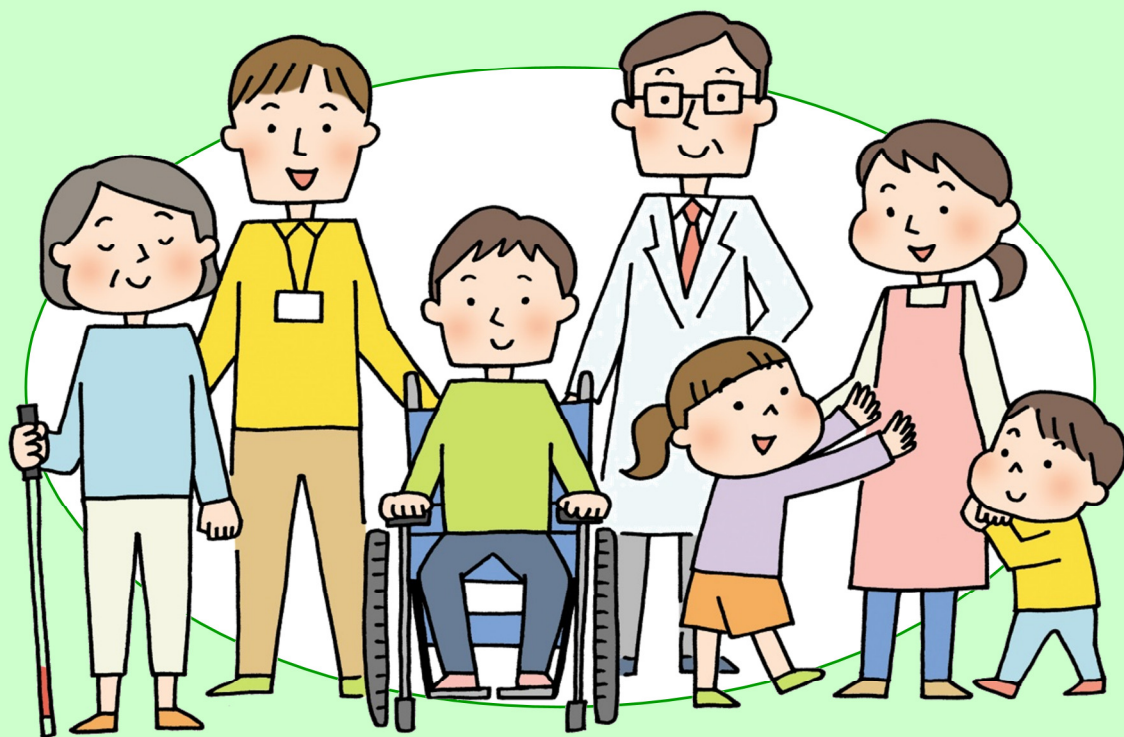


概要版

第3次

嬉野市障がい者福祉計画

～障がいのある人もない人も 誰もが暮らしやすいまち～



平成 30 年 3 月

嬉野市

計画の策定にあたって



近年、我が国においては、

- ・「発達障害者支援法」
- ・「障害者自立支援法」
- ・「教育基本法」
- ・「障害者基本法」
- ・「バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」
- ・障害者自立支援法を改めた「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」
- ・「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」

の改正、制定や「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准などがなされ、障がいのある人をめぐる環境が大きく変化してきました。

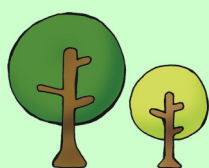
本市においては、障害者基本法に基づく「嬉野市障がい者福祉計画」の第1次計画（平成20年度～24年度）、第2次計画（平成25年度～29年度）により、障がい者施策を推進してきましたが、この計画期間の満了と、国の制度改正や県の施策動向をはじめとした本市の障がいのある人を取り巻く環境の変化を踏まえ、「第3次嬉野市障がい者福祉計画」（平成30年度～35年度）を策定し、障がい者施策の一層の推進を図ります。

本計画の期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間とします。

ただし、社会状況の変化や法制度の改正など、また、関連計画などとの整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

なお、本計画で対象とする「障がいのある人」とは、「障害者基本法」第2条の定義で規定される身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがある人で、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人です。ここでいう「社会的障壁」とは、障がいのある人にとって日常生活または社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

また、本計画では、原則として「障害」を「障がい」と表記することとします。ただし、法令・条例や制度の名称、施設・法人、団体などの固有名詞が「障害」となっている場合などについては、「障害」と表記します。



障害者手帳所持者数の推移

単位：人

身体障害者手帳所持者数		平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年
全体		1,598	1,606	1,614	1,621	1,612
年代別	18歳未満	20	15	18	18	18
	18歳～64歳	401	384	368	358	351
	65歳以上	1,177	1,207	1,228	1,245	1,243
障がい種別	視覚障がい	124	119	115	116	116
	聴覚・平衡機能障がい	107	103	100	101	104
	音声・言語・そしゃく機能障がい	10	10	8	8	9
	肢体不自由	904	910	918	906	900
	内部障がい	453	464	473	490	483
療育手帳所持者数		平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年
全体		341	366	368	380	363
年代別	18歳未満	48	47	43	50	44
	18歳～64歳	250	269	271	277	262
	65歳以上	43	50	54	53	57
精神障害者保健福祉手帳所持者数		平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年
全体		154	148	169	176	199
年代別	18歳未満	0	0	3	9	10
	18歳～64歳	139	132	152	152	172
	65歳以上	15	16	14	15	17

資料：福祉課（各年3月31日現在）

特定医療費（指定難病）受給者証所持者数などの推移

単位：人

区分	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年
特定医療費（指定難病）受給者証所持者数	218	215	222	235	235
小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数	25	32	34	39	39

資料提供：佐賀県（各年3月31日現在）

平成27年以降のデータは新しい医療費助成制度に基づく人数

「難病」とは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」により「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」をいいます。

計画の基本的な考え方

- 嬉野市における障がい者施策は、障がいの有無を問わずすべての人々が“ぬくもり”を感じながら生活できる共生社会の実現をめざします。
- 障がいや障がいのある人に対する偏見をなくし、「ノーマライゼーション[※]」や「ソーシャル・インクルージョン[※]」の実現のため、子どもの頃から、思いやりの心と助け合いの精神を養う福祉教育を取り入れるとともに、障がい福祉に関する啓発と広報活動をすすめます。
- 障がいのある人が生き生きとした生活を実感することができるよう、主体的に多様な福祉サービスを利用できる支援体制を整備するとともに、バリアフリー[※]をすすめ、障がいのある人が社会参加できる環境を整えます。

以上のような考え方に基づき、本計画の基本理念を次のように設定します。

基本理念

障がいのある人もない人も
誰もが暮らしやすいまち



ノーマライゼーションとは

1960年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つで、障がいのある人も、そうではない人と同様の生活ができるように支援するべき、という考え方である。また、そこから発展して、障がいのある人とそうではない人とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活をともにするのが正常なことであり、本来の望ましい姿、もしくは通常の世界であるとする考え方としても使われることがある。また、それに向けた運動や施策なども含まれる。

ソーシャル・インクルージョンとは

社会的包摂。社会的に弱い立場にある人々を排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会（地域社会）の一員として取り込み、支え合う考え方のこと。社会的排除の反対の概念である。

バリアフリーとは

障がいのある人が社会生活をしていくうえで、障壁（バリア）となるものを除去するという意味。段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

取 り 組 ん で い く 施 策

基本目標 1 権利を守っていきます

すべての住民が、障がいがあってもなくても分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、一人ひとりが個人として大切にされるように、障がいのある人たちの権利を守っていきます。

また、障がいのある人が、情報を手に入れたり、伝えたりすることを、より簡単で便利にしていくことや、行政サービスなどでの権利を円滑に行行使するため、適切な配慮を受けることができるよう取り組みます。

1 理解の促進と差別解消の推進

すべての住民が、障がいがあってもなくても分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、一人ひとりが個人として大切にされる「共生社会」の実現をめざします。

- 障がいや障がいのある人に対する理解の促進
- 障がいを理由とする差別の解消の推進

2 人権や権利を擁護するための仕組みづくり

情報を手に入れたり、伝えたりすることを、より簡単で便利にしていくことや、権利を擁護するための相談支援や制度利用の充実を図ることで、障がいのある人の権利が守られ、さらに、障がいのある人が行政サービスなどでの権利を円滑に行行使するため、適切な配慮を受けることができる「共生社会」の実現をめざします。

- 情報のバリアフリーの推進
- 権利擁護のための相談支援や制度利用の充実
- 市行政機関の事務や事業での権利擁護のための配慮



基本目標 2

自分らしい自立した生活を支援していきます

自分らしい日常生活または社会生活を営むことができるように、また、保健や医療の面について安心感を持って地域社会での生活を続けていくことができるように、障がいのある人の生活支援のための基盤づくりをすすめます。

さらに、仲間とともに働き、活動することで、生きがいを実感できるとともに、災害時などにも強い不安を感じることなく、安全に安心して生活することができるように、障がいのある人たちの自分らしい自立した生活を支援していきます。

1 生活支援のための基盤づくり

障がいのある人の生活支援のための基盤づくりをすすめ、自分らしい日常生活または社会生活が営むことができる「共生社会」の実現をめざします。

- 生活を支援する情報提供の充実
- 生活を支援するサービスの充実
- 生活を支援する相談支援体制の充実
- 地域生活への移行支援の充実

2 保健・医療サービスの充実

保健や医療の面について安心感を持って地域社会での生活を続けていくことができる「共生社会」の実現をめざします。

- 適切な支援につなげる障がいの早期発見体制の充実
- 障がいの原因となる疾病などの予防・治療の推進
- 保健・医療サービスやリハビリテーションの充実
- 精神保健・医療に関する施策の推進
- 難病患者などへの支援の充実



3 雇用と就労の充実

仲間とともに働き、活動することで、生きがいを実感できる「共生社会」の実現をめざします。

- 就労支援の推進
- 雇用・就労機会の拡充
- 雇用・就労に関する総合的な相談機能の充実
- 福祉的就労場の充実

4 安心・安全対策の推進

災害時などにも強い不安を感じることなく、安全に安心して生活することができる「共生社会」の実現をめざします。

- 災害時の避難行動支援体制の充実
- 防犯対策の推進



基本目標 3

社会参加の機会を充実していきます

適切な療育と教育の場や機会、地域での交流の機会、スポーツ・文化活動への参加の機会を充実させる取り組みをすすめます。

また、バリアフリーを推進するなど、生活や活動の場が、障がいのある人にとって配慮された環境に整えていくことで、障がいのある人たちの社会参加の機会を充実していきます。

1 療育と教育の充実

適切な療育と教育の場や機会を充実させ、また、学校教育施設のバリアフリーをすすめることで、障がいのある子どもの社会参加が促進される「共生社会」の実現をめざします。

- 乳幼児期から学校卒業後までの相談支援体制の充実
- 療育の場と発達支援の機会の充実
- 幼児期や学齢期でのともに育つ場と学校教育の充実
- 学校における進路指導・就労指導の充実
- 学校教育施設のバリアフリーの推進



2 地域での交流やスポーツ・文化活動への参加の機会の充実

地域での交流の機会やスポーツ・文化活動への参加の機会を充実させ、障がいのある人の社会参加が促進される「共生社会」の実現をめざします。

- 地域での交流の機会の充実
- スポーツ・文化活動への参加の機会の充実
- 障がいのある人やその家族の団体の支援
- ボランティアの育成と活動の支援



3 生活環境の整備

生活や活動の場が、障がいのある人にとって配慮された環境に整えられることで、社会参加が促進される「共生社会」の実現をめざします。

- 福祉環境整備の促進
- 住宅・住環境整備の推進

計画の推進のために

障がいのある人や障がいのある子どもに関する施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など、広範囲にわたっていることから、分野における関係機関・団体との連携を取りながら、一人ひとりの障がいの特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援をすすめます。

広報・啓発活動の推進

本計画に基づく施策を推進するためには、障がいのある人が受ける制限が社会のあり方との関係によって生ずるといふ、いわゆる「社会モデル」の概念や、一人ひとりの障がい特性や障がいのある人に対する配慮などへの住民、ひいては社会全体の理解が大変重要です。行政はもとより、障がいのある人やその家族の団体、社会福祉協議会、障がい福祉サービス事業所などが連携し、さまざまな機会をとらえて啓発活動を行い、地域社会における「心のバリアフリー」の実現をすすめます。



うれしの特別支援学校 高等部 3年生の方の作品